

松川町定例農業委員会議事録 第11回(2月)

1 開催日時 令和2年2月19日(水) 10:00 ~ 11:45

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 15人

会長 1番 松下敏章

会長代理 16番 北林秀昭

委員 2番 塩沢澄夫 3番 中平文幸 4番 清水祐一

5番 古谷はるみ 6番 矢沢茂徳 7番 大澤美子

8番 松下守 9番 北沢ひろみ 10番 宮島善英

11番 松下正美 13番 大場健彦 14番 新井正彦

15番 宮沢和文

4 議事日程

〈農業振興地域整備計画〉

議案第1号 農業振興地域整備計画の用途変更について

〈農地法〉

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地転用届について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島公香 主事 塚本潤

6 会議の概要

(1) 開会 一宮島係長 開会一

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 6番 矢沢 委員 7番 大澤 委員 を指名

(4) 議事

〈農業振興地域整備計画〉

議案第1号

農業振興地域整備計画の用途変更について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 24.1 m² 畑 農業用倉庫

○矢沢委員説明

農業用倉庫の設置をしたいとのことです。現地確認もしましたが、特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

〈農地法〉

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 9筆 4,526 m² 田,畑 所有権

○塩澤委員説明

現在、譲渡人が松川へおらず、遊休農地化しております。そのため、管理することが困難となっていたところ、譲受人が農地を取得して農業を行いたい意向があつたため今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 3筆 2,051 m² 田,畑 所有権

○宮島委員説明

現在、譲渡人は町外で生活しており、管理が難しく農地の譲渡先を探していたところ、譲受人が取得したいということで、今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地転用届について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

農業振興地域整備計画の用途変更と同じ内容となります。

1番 元大島 1筆 24.1 m² 畑 農業用倉庫

○会長

農業振興地域整備計画の用途変更で説明がありましたので、ここでは、委員説明を省かせていただきます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

議案第4号の1番と関連した申請となりますので、同時に説明させていただきます。

議案第3号 1番 元大島 1筆 39m² 畑 倉庫

議案第4号 1番 元大島 1筆 296m² 畑 住宅

○大場委員説明

譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲渡人が住宅を建築したため、今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号、議案第4号1番は以上でござります。

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○事務局説明

2番 大島 2筆 357m² 畑 住宅

先月の定例会の計画変更でご審議いただいたものですが、県へ提出したところ農地法5条の申請も同時に必要と指導があったため、ご審議いただければと思います。

○宮沢委員説明

先月説明したとおり、過去に住宅を建築するため許可を取ったが、家庭の事情により計画を実施できなかつたものを今回の譲受人が許可を取り直すということです。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 83m² 畑 墓地

○大場委員説明

申請地は墓地と農地に挟まれた土地であり、現在の墓地を拡張するものとなります。

特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（16件）

所有権移転（6件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

宮島委員：松川企業団地計画地域内の農地を貸借するということは、企業団地の計画
はなくなったということでしょうか。

事務局：計画は変更になっていません。農地としての利用は可能になっていますが、
企業が来た場合は、退いてもらうかもしれません。企業が来ることになって
も、具体的な計画が必要となりますので、すぐに利用を開始できることはあ
りません。

宮島委員：農業開発公社側として、企業が来た場合は解約になると思いますが、それ
を了解されているのでしょうか。

事務局：今回の件について、特に了解等は取ってありませんが、申請地は農振農用地
となっており、その農地をどのように利用していくかという計画であり、企
業が手を挙げていてこれから選定をしていくこととなつていれば、このよう
な申請をすることはありません。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第5号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

北沢委員：貸し手と借り手のマッチングをする際に、気心知れた仲であれば良いのですが、違う自治会の方や借り手が新規就農者だった場合、案件が上がってきた早い段階で担当農業委員へ情報提供をしていただければありがたい。井水や共同防除のこともわからないことがあったり、大沢地区の人農地プランで新規就農者を応援していこうと活動していることもありますので、担当農業委員が情報を知らなかつたりすると、拍子が悪い。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。できる限り農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様へ情報提供させていただきたいと思います。

清水委員：立場上、農地流動化に向けた活動が最優先されていると思いますが、次に優先されるのが土地の有効利用になるかと思っております。土地をいかに有効利用していくか地域の課題であると思います。担当している地域のなかでどのように使っていくか考えたときに、10年後この家の農地がダメになる等の意見をもとに、土地利用として有効に周りに迷惑をかけないようすることを優先させるためにどう動いたら良いのかわからない。そのため、農業委員会委員の活動としての方針や考え方等を示していただきたい。

会長：良い意見ありがとうございます。そういう問題解決を踏まえて、昨年より人農地プランの策定を推進しております。現在、増野地区と大沢地区では実践されており、部奈地区では策定に向けて活動をしております。これは、地域の皆さんで話をしていくものであるため、ぜひ他の地区でも策定に向けて地域での話し合いを行ってもらいたいと思います。

②事務局からの協議事項

・アンケートのお願いについて

事務局：(資料参照) 先月の定例会において、水利組合の情報を持っていたほうが良いのではないかという意見をいただきましたので、水利組合の現在の運営方法等の情報収集をしたいと思います。アンケートのようにしてありますので、担当地区の中の組合代表者へ持つて行っていただきたいと思います。ご協力をお願いします。また、担当地区の水路が分かれれば、教えていただきたいと思います。

大場委員：井水によって代表者がいますが、その下で井が分かれてしまって下の井ごとに約束ごとが変わってくるため、複数のアンケートを取る必要がある。

事務局：後日で結構ですので、下の井の代表者が分かれば教えていただきたいです。

新井委員：どこからどこまでが担当になっているのかがわかる地図があればいただきたい。現在の代表者はわかるが、どこを流れているかわからなければ困る。

事務局：確認しておきます。

・ふれあいガーデンの年間スケジュールについて

事務局：（資料参照）今年度進めてきたふれあいガーデンについて、来年度のスケジュールです。ご確認いただければと思います。

・農業委員会の農地法違反について

事務局：（資料参照）先週の金曜日の信濃毎日新聞に載っていた記事です。松本市農業委員会委員が、農地の贈与について農業委員会へ相談した際に、昔から庭として利用されていた農地を発覚し、指摘されたが是正しなかったため、農業委員会から改めて農地法違反と指摘されたそうです。農業委員会委員の皆さんも、ご自身の農地も含めて気づいた段階で事務局までご相談ください。

・食の安全とタネの話

事務局：（資料参照）高森町で開催される講演会のチラシになります。もし興味があればご参加ください。

③営農支援センターから

事務局：（資料参照）松川町果樹研修生事業についてです。現在、松川町は農業従事者の高齢化や担い手不足により、農地の荒廃化が進んでいる状況であります。最近では、地域の中核農家の経営中止や規模縮小の問題が発生しています。優良農地を次へ残すためには、1人でも多くの新規就農者を育成することが必要ではないかと考え、果樹研修生事業を開始しました。研修生は農業法人や指定農家で研修していき、サポート体制としては、不安要素を少しでも減らすため、農業の技術については農協技術員のOBや法人の皆さん、地域の情報や繋がりの相談は農業委員の皆さん、営農支援等については普及センター、住居の確保についてはまちづくり政策課、メインで相談等を受ける窓口については営農支援センターとして、地域全体の協力をいただき、研修生をサポートをして3年かけて新たな農家を育てていくものであります。農業委員会委員の皆様には、ご協力いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

(6) 閉会 一宮島係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

6番 灰沢 栄徳 
7番 大澤 美子 

100% SO_2 NO_x